

# 第I章

## 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨と視点
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の主体と役割
- 6 計画の対象地域
- 7 計画の対象範囲

私たちのライフスタイル、ビジネススタイル及び社会経済情勢等は大きく変化してきており、それらに起因すると考えられる地球温暖化<sup>\*41</sup>等に伴う気候変動なども相まって多種多様な環境問題が生じています。そして、その影響は広範で多岐に及んでおり、今後ますます多様化、複雑化していくものと予測されます。

本市では平成14年2月に旧西脇市において西脇市環境基本計画を策定し、環境保全の取組を進めてきましたが、平成17年10月の合併に伴う市域の拡大や、種々の環境問題と新たな環境政策によって本市を取り巻く状況にも変化が生じてきました。

国の環境政策においては、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年に制定され、その前後には各種リサイクル関係法が制定されました。また、平成15年には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定、平成18年には「第三次環境基本計画」の策定、平成20年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正、また、同年には「生物多様性<sup>\*36</sup>基本法」の制定、平成21年には「バイオマス<sup>\*49</sup>活用推進基本法」の制定や「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」の改正、また、平成23年度には「電気事業者による再生可能エネルギー<sup>\*27</sup>電気の調達に関する特別措置法」が制定されるなど、環境に関連する法整備等も種々進められています。

県の環境政策においては、平成14年には「新ひょうごの森づくり計画」や「新兵庫県環境基本計画」などの策定、平成18年には「兵庫県環境学習環境教育基本方針」の制定や「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の改定、平成19年には「産業廃棄物<sup>\*30</sup>等の不適正な処理の防止に関する条例」の改正や「兵庫県廃棄物処理計画」の改定、平成20年には「第3次環境基本計画」の策定、平成21年には「生物多様性ひょうご戦略」など、環境関連の各種計画の策定や改正なども進められています。

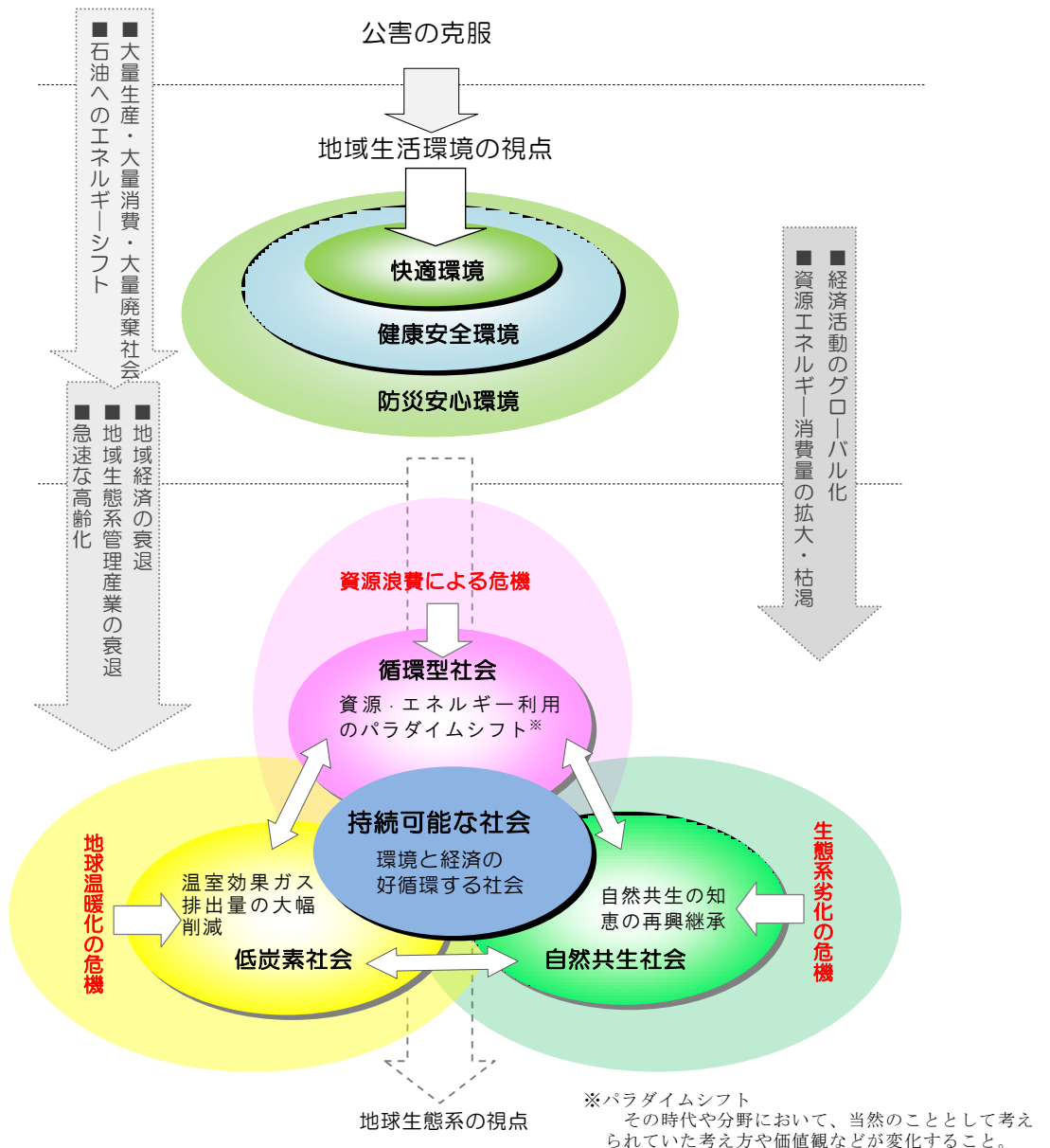
本市においては、旧西脇市において昭和48年に「西脇市民の環境をまもる条例」を制定し、平成14年に「西脇市環境基本計画」を策定し、また、旧黒田庄町では平成9年に「黒田庄町さわやかなまちづくり条例」を制定しました。その後合併により新たな「西脇市民の環境をまもる条例」を平成17年に制定しました。平成19年には新・西脇市のまちづくりの指針となる「西脇市総合計画」を策定するとともに「新西脇市役所地球温暖化対策実行計画」を改正するなど、環境施策を進めてきました。

このような時代背景を踏まえ、様々な環境問題に対処していくためには、「低炭素社会<sup>\*42</sup>」、「循環型社会<sup>\*32</sup>」、「自然共生社会<sup>\*31</sup>」づくりを基軸とした環境施策等を総合的かつ計画的に進めていく必要があることから、「西脇市民の環境をまもる条例」第28条に基づき、「西脇市環境基本計画」を策定します。

環境基本計画の変遷と今日的課題

- ・ 我が国の環境計画は、高度成長期の水俣病などの公害を克服することからスタートし、地域生活環境の視点から、「防災・安心環境」、「健康安全環境」、「快適環境の創造」が大きなテーマでした。
- ・ その後、日本が安定成長期を迎える頃には、世界規模での人口増加、資源エネルギー消費の拡大、地球温暖化が進んでいます。また、国内では、地方での急速な高齢化や地域経済の衰退、産業構造の転換による一次産業の衰退が進行しています。
- ・ 一方、地方では急速な高齢化、地域経済の衰退、地域生態系管理機能を果たしてきた一次産業の衰退などが進行してきました。
- ・ こうした状況に国や県の新しい環境基本計画では、“資源浪費による危機への対処としての「循環型社会の構築」を、“地球温暖化の危機”への対処としての「低炭素社会の構築」を、“生態系劣化の危機”への対処としての「自然共生社会の構築」を、それぞれの地域でいち早く達成し、環境と経済が好循環する『持続可能な社会』の形成が求められています。

図表 I-1



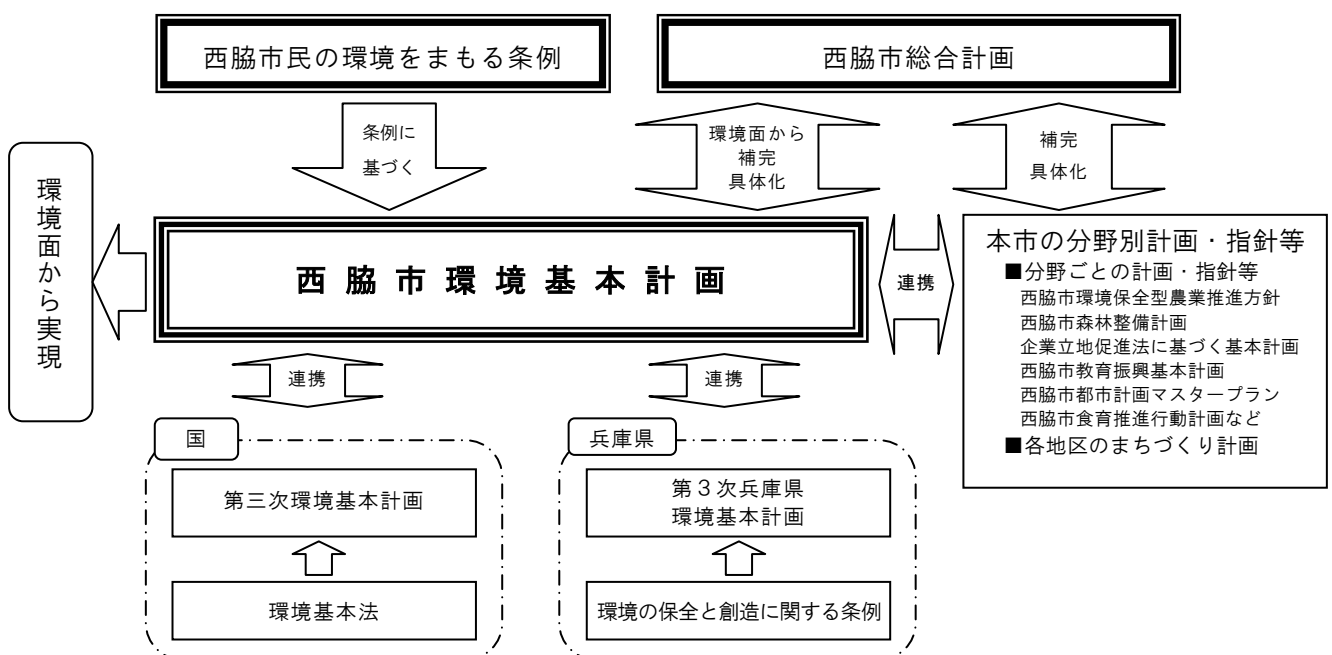
本計画は、西脇市民の環境をまもる条例第2条に規定する「良好な環境確保の基本理念」の実現を図るために、同条例第27条に規定する基本方針を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

本計画は、次の6つの視点をもって策定します。

- (1) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に貢献する。
- (2) 人と自然が共生でき、健康で快適に暮らせる地域づくりに貢献する。
- (3) 良好な環境を将来世代へ継承する。
- (4) 環境と経済の好循環により地域の発展に貢献する。
- (5) 参画と協働による環境保全・創造に向けた取組を推進する。
- (6) 環境の大切さを理解し、保全・創造に取り組む人づくりを推進する。

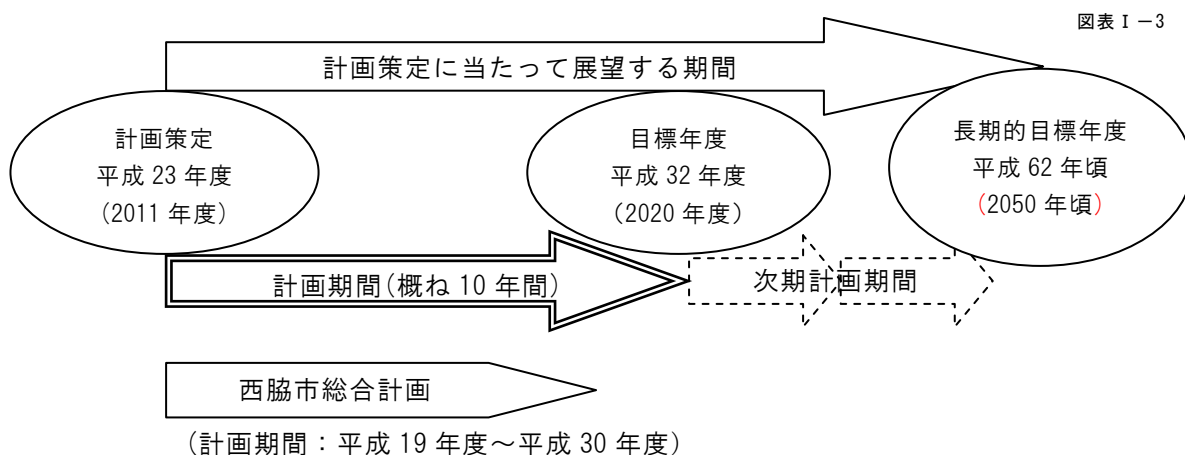
本計画は、西脇市民の環境をまもる条例第28条の規定に基づき策定するものです。また、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」の将来像を環境面から実現するためのものでもあります。

図表 I-2



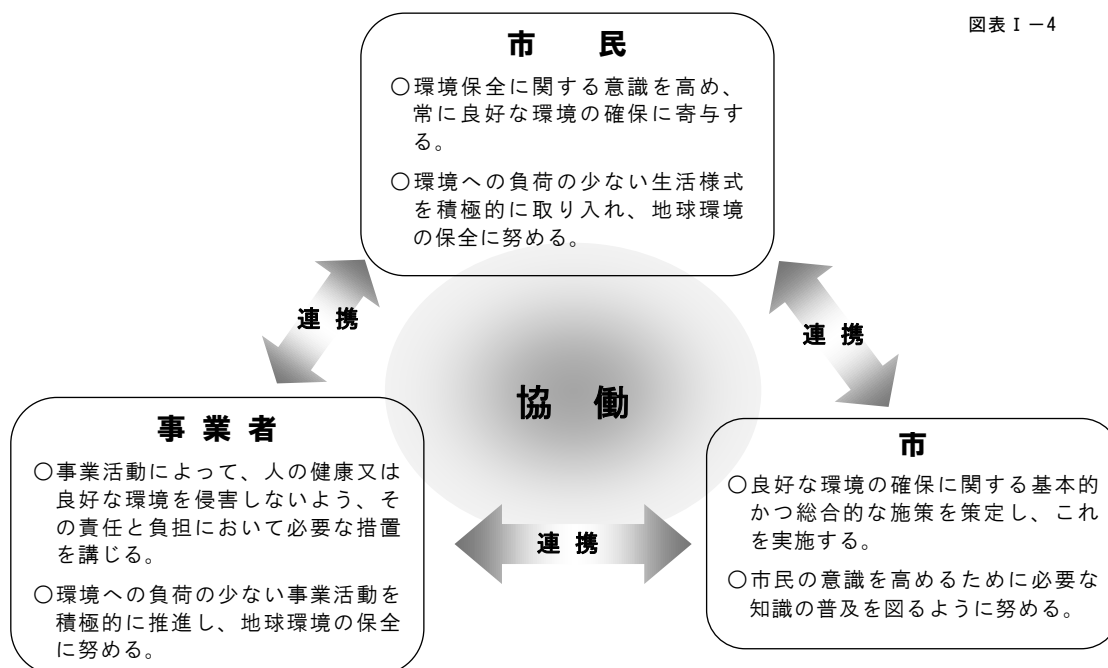
## I-4 計画の期間

本計画の期間は、平成62年(2050年)頃を展望しつつ、平成23年度(2011年度)から概ね10年間(平成32年度(2020年度)まで)とし、社会経済情勢や様々な環境問題の変化などに適切に対応するため、3年を目安として必要に応じて見直しを行うこととします。



## I-5 計画の主体と役割

本計画に示す本市の望ましい環境像を実現し、市民が健康で快適な生活を営み、未来の市民へ継承するためには、計画を効果的に推進していくことが重要です。そのため、市民、事業者、市の三者が主体となり、それぞれの役割に応じて協働・連携による取組を進めていきます。



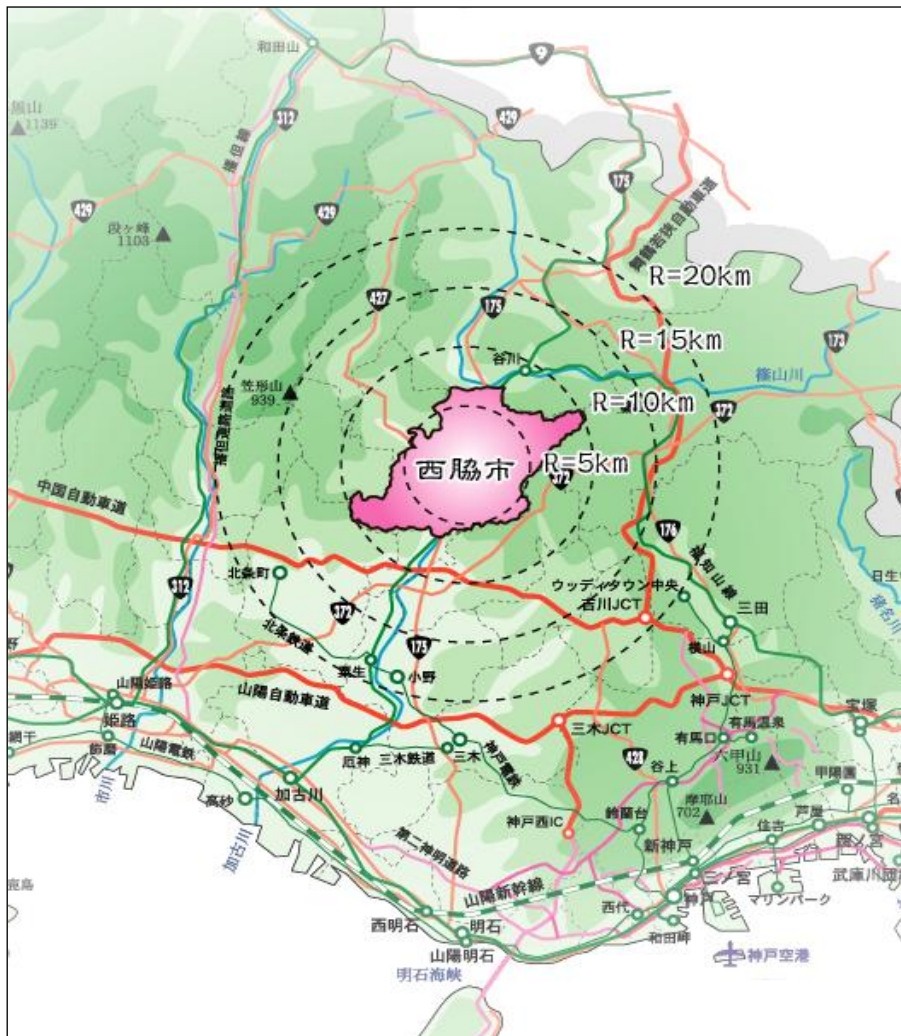
市民	西脇市内に居住、通勤、通学する人、自治会、市民団体、NPO等の市内で活動する団体及び市内に不動産を所有する者とします。
事業者	西脇市内で事業活動を行うすべての法人及び個人とします。
市	西脇市とします。（必要に応じ北播磨清掃事務組合等、市に関わる行政機関とも連携を図ります。）

## I-6 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、西脇市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的、又は流域的に取り組む必要性がある事項（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、兵庫県及び国とも連携を図り取り組んでいきます。

図表 1-6



MAPIOPRO JAPAN `05~`06年度版 兵庫県総合図を基に作成

私たちの身のまわりには極めて多くの「環境要素」が存在し、「環境」という言葉は多種多様な分野に広がりがあり、それらは相互に関係しています。

本計画における環境の対象範囲は、環境経済や環境教育など、他の分野と重複したり、横断的に関係する分野があるため、大まかに以下のように分類します。

図表 1-7

分野	環境要素
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、緑化、まちなみ 景観、歴史・文化環境、防災ほか
循環型社会	ごみの減量化、廃棄物資源リサイクル、廃棄物処理、エ ネルギー資源循環、省エネルギーほか
自然環境	動植物生態系、農地、里山、森林、川、ため池ほか
地球環境	地球温暖化防止、再生可能エネルギー、省エネルギー、 ライフスタイルほか
環境経済	環境ビジネスの振興、雇用創出、地産地消、環境観光産 業、排出権クレジットほか
環境教育	環境教育・環境学習、環境保全活動、企業CSR活動、 環境情報ほか